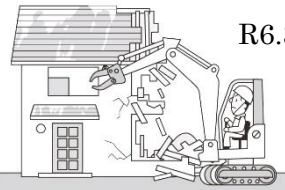


朝来市の不良住宅等・破損空家等除却支援補助金について



R6.3

【補助金入金までの流れ】 ※4月1日から書類受付開始・先着順

(事前判定) ①事前調査申込	→	②事前調査判定	→	③判定結果通知
(補助金申請) ④補助金申請	→	⑤補助金審査 (市・国・県)	→	⑥補助金決定通知
(完了処理) ⑦除却工事	→	⑧工事費支払	→	⑨完了届等提出
	→	⑩補助金額確定通知	→	⑪請求書提出
	→	⑫補助金入金		

※□は申請者や工事業者で実施いただくもの

【注意事項】

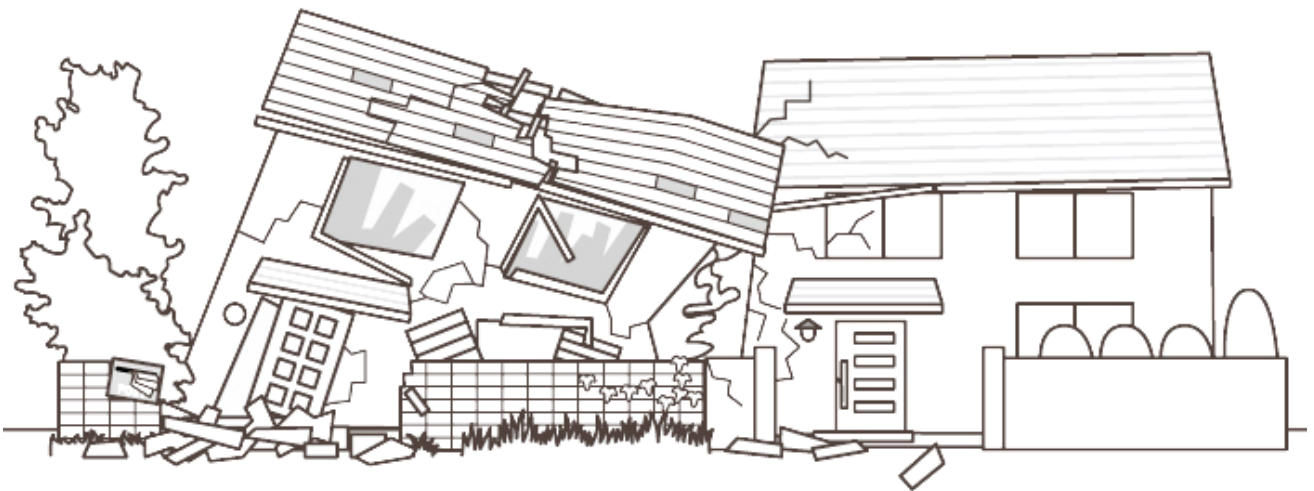
<p>(1)補助金の決定までは、時間がかかります(事前調査申込から3、4か月かかる場合もあります)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請件数によっては、さらに時間がかかる場合や、次年度の申請となる場合があります。 ・手続を年度中に完了させる必要があります(時期によっては次年度の申請となります)。
<p>(2)除却工事は、必ず補助金決定通知が届いてから実施ください(決定前の工事は補助金対象外)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝来市外の業者にも除却工事の依頼は可能ですが、なるべく朝来市の業者へ御依頼ください。
<p>(3)老朽危険等の空家が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度の空家とは、「1年以上使用がない個人住宅(関連する工作物含む)」です(工場等は対象外)。 ・単に古い空家ではなく、「構造の腐朽又は破損の程度等が高い空家」が対象です。
<p>(4)事前調査判定や、補助金審査の結果によって、補助金額は下記のいずれかになります。</p> <p>①【不良住宅】対象工事費用の3分の2であり、最大133万2千円(千円未満切捨)</p> <p>②【準不良住宅】地元区又は自治協による10年間の土地利用が必要という条件付きで①の金額</p> <p>③【破損空家】対象工事費用の5分の1であり、最大40万円</p> <p>④ 補助金対象外</p> <p>※部分的に破損がひどい場合でも、建物全体に倒壊のおそれが少ない場合は②③④になり得ます。</p> <p>※「他住居へ影響のない周囲から離れた空家等」「長屋で他住戸が使用あり」の場合は③か④となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が対象工事費用を一度全て支払った後に、補助金が入金されます(後払い補助金)。 ・対象工事費用は、空家の除却にかかる工事費用であり、登記・解体届出費用等は対象外です。 <p>なお、補助金申請時には、3社の見積書が必要です(相見積)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積あたりの除却費に上限があるため、延面積の小さな空家は最大の補助額にはなりません。
<p>(5)申請者は、空家の所有者です。所有者が亡くなっている場合は、相続人が申請者です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の住所が朝来市外であっても申請可能です(空家の所在地が朝来市であれば申請可能)。 <p>※一定の条件を満たす場合は地元区又は自治協が申請することも可能です(所有者・相続人から承諾を得ており、地元区又は自治協で10年間の土地利用をする場合)。</p>

※【裏面】も必ず御確認ください。

【その他補助対象外となる場合】

まずは税務課等で滞納を御解消ください
税務課連絡先 TEL:079-672-6119

- (1) 市税等の滞納があるとき（名義人及び申請者）
- (2) 法人・団体
- (3) 所有者が亡くなっており、相続人の同意を得られないとき（2親等内の相続人）
- (4) 抵当権・賃借権等の、所有権その他の権利を有する者の同意が得られないとき
- (5) 他の補助金の交付対象となっているとき
- (6) 建築物等の一部を除却する工事であるとき（例：増築部分を残す） ※母屋の除却は必須



※事前調査では、主に建物全体に倒壊のおそれがあるかどうかが判断されます。

補助金が対象外や条件付き等となった場合でも、放置してよい空家というわけではありません。

空家は法律・条令により所有者・相続人に管理責任があります。瓦の飛散や屋根・外壁の一部崩落等により周囲に損害を与えた場合、賠償責任等が発生します。

また、建築物の解体・廃棄費用は年々上昇傾向にあります。さらに、倒壊のおそれのある建築物は安全対策や廃棄物の仕分け等が難しくなる関係から通常よりも費用が高くなることが多々あります。空家を放置することのリスクを十分に御理解いただき、自主的な解体等適切な対応をお願いします。

【問合せ先】

朝来市役所都市政策課 空家担当 〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213 番地 1

TEL: 079-672-6127 FAX: 079-672-3440

【参考】※その他空家対策情報は、市HPの“空家等対策【全般】”に掲載しています。

（「朝来市空家対策」で検索 <https://www.city.asago.hyogo.jp/soshiki/27/10358.html>）

